

# 士別市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年7月26日  
士別市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置付けられた。

士別市は、平地と中山間が混在し水稲・畑作を中心とした土地利用型農業に加え、野菜・酪農・畜産など多様な農業が営まれる地域であり、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、農業者の高齢化に伴い地域によっては担い手の経営面積が飽和状態になりつつあり、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、売買の希望が多いことから中間管理機構の特例事業（農地売買事業）を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のことを踏まえ地域の強みを活かしながら、活力のある農業を築くため、法律第7条に基づく指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を次のとおり定める。

なお、この指針は農業委員の任命期間に合わせて令和9年度を目標とし、任命期間である3年ごとの検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法 及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年4月)	16,600ha	23ha	0.1%
目 標 (令和9年4月)	16,600ha	0ha	0%

\*管内の農地面積は、目標及びその達成に向けた活動計画の同面積と一致

#### ・目標設定の考え方

現状の遊休農地は今後3年間で解消すること及び新規遊休農地の発生防止に努めることを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員は農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下、「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下、「利用意向調査」という。)の徹底を図る。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②非農地判断について

○利用状況調査によって、再生利用困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年4月)	16,600ha	14,858ha	89.5%
目 標 (令和9年4月)	16,600ha	14,906ha	89.8%

\*管内の農地面積は、目標及びその達成に向けた活動計画の同面積と一致

・目標設定の考え方

本市の担い手への農地の利用集積率は、令和6年4月現在で89.5%、今後の3年間で担い手への農地の利用集積率を89.8%まで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地の利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、目標地区の素案の作成を通じ、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに、市と協力して取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

○地域の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえ農地の集約化のための利用調整・利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者(個人)	新規参入者(法人)
	(新規参入者取得面積)	(新規参入者取得面積)
現 状 (令和6年4月)	2人 (8.0ha)	0法人 (0ha)
目 標 (令和9年4月)	1人 (1.0ha)	0法人 (0ha)

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①農業委員会が構成員でもある士別市担い手協議会及び各地区の農業者等で設立している士別市受入農家協議会と連携し、新規参入の相談及び農地のあっせんを検討する。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

士別市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、士別市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力